

平成25年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総合政策部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
県民活動生活課	保存文書管理等業務委託	保存文書管理等業務	2014/3/24 長期継続契約 平成26年 ～平成27年	株式会社光ビルサービス	7,503,840	再度の入札に付し落札者がいないため、再度の入札に参加した者のうち最も低い価格を入札した者から見積書を徴取し随意契約を行った。	8号	